

# 鳥取県特別医療費助成制度の改正内容 (H20. 4月～)

H20.2 障害福祉課

## 1 障害児・者関係

所得区分	世帯	市町村民税課税世帯			
	本人	① 市町村民税非課税のかた	② 市町村民税非課税のかた	③ 老齢福祉年金支給要件の所得額未満のかた	④ 老齢福祉年金支給要件の所得額以上のかた
負担	通院	全額助成 (本人負担なし)	〈月額負担上限額〉1 医療機関ごと		助成対象外 (医療保険に基づく自己負担)
			1,000円/月	2,000円/月	
	入院	※従来どおり	5,000円/月	10,000円/月	

- (1) 市町村民税非課税世帯の者については、自己負担分の全額を助成します。  
ただし、自立支援医療の対象となるにもかかわらず、自立支援医療の手続を行わない場合は、②として医療費の一部を負担していただきます。
- (2) 市町村民税課税世帯のうち、②、③のかたは、本人の所得に応じて、1 医療機関（訪問看護ステーション含む。）ごとに月額負担上限額まで、総医療費の原則1割負担となります。
- (3) ②、③のかたに対する軽減策として  
ア 自立支援医療の高額治療継続者（人工透析や統合失調症など）に該当するときは、その該当する自立支援医療（育成医療、更生医療又は精神通院医療）に係る自己負担分の全額を助成します。  
※自立支援医療の対象とならない疾病（風邪等）の治療については、上記（2）のとおり本人の所得に応じた負担をしていただきます。  
イ 障害者自立支援法、介護保険法等における「境界層」該当者の証明書の交付を受けたかたは、全額助成を継続します。

注) 上記②…年間所得額1,250千円以下のかた  
③…年間所得額1,595千円未満のかた<扶養親族0人の場合>  
④…年間所得額1,595千円以上のかた<扶養親族0人の場合>  
※収入には障害基礎年金、特別障害者手当等は含まれません。

## 2 小児、特定疾病、ひとり親関係

- (1) 小児  
〔助成対象〕通院助成対象を「5歳未満」から「小学校就学前まで」に拡大します。
- (2) 小児、特定疾病、ひとり親家庭  
長期入院者のうち、低所得者世帯について負担軽減します。

区分	自己負担 [1医療機関ごと]	月額負担上限額	
		低所得者世帯	一般所得世帯
入院	1,200円/日	15日/月まで (18,000円/月)	上限なし (36,000円/月)
通院	530円/日	4日/月まで (2,120円/月)	

※低所得者世帯：  
市町村民税非課税世帯  
（「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けたかた）

## 3 全対象者共通

- (1) 院外薬局での自己負担の全額助成は継続します。  
(2) 低所得者に対する食事療養費標準負担額の全額助成を廃止します。